

# くらしの相談所



【問合せ先】市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎28-9110）

## 「押し買い」にご注意ください！

高齢者を中心に、訪問購入のトラブルが発生しています。不用品などの買取りを依頼する時は、慎重に対応してください。



### 【事例】

業者から、不用品靴を買い取るとの電話があり訪問してもらったら、靴のほかに貴金属も買い取りたいと言われた。断ったが強引なので、仕方なく品物を見せたところ、靴は無料、貴金属は安価で買い取られてしまった。

### 【対策】

- ▼依頼していないのに、業者が訪問して不用品などを買い取るとは、法律で禁止されています。突然訪問されても、家に入れないようにしましょう
- ▼買取りを希望しない品物の売却を迫られてもきっぱりと断り、むやみに品物を見せないようにしましょう
- ▼クーリングオフ期間は、品物の引き渡しを拒むことができます。契約しても、8日間は手元に置くようにしましょう
- ▼不審な勧誘や不本意な契約など、少しでもおかしいと思ったら、消費生活センターに相談しましょう

## 市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと・困りごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間＝祝日・年末年始を除く、月～金曜日の午前9時～午後4時（時間に余裕を持ってご相談ください）

## 司法書士による無料消費生活相談 要予約

とき＝10月1日☎13:30～16:30

ところ＝消費生活センター（ヨリネスしばた1階）

予約先＝消費生活センター（☎28-9110）

## 9月は高齢者悪質商法被害防止 共同キャンペーン期間です

市では、高齢者への注意喚起と相談の呼びかけを行っています。また、周囲の方々への見守りの大切さを知ってもらうため、啓発用リーフレットを市内公共施設に設置しています。高齢者を狙う悪質商法の被害を防ぎましょう。